

令和元年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和元年11月25日（月）午後3時から5時まで

【会 場】： 新潟市役所分館4階 1-401会議室

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）
委 員 上村 都 （大学教授）
委 員 大野 寛之 （公認会計士）
委 員 津野 洋子 （行政書士）
委 員 富山 栄子 （大学教授）
委 員 白石 弘美 （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

【議事内容】

1. 定例会議 報告

（1）令和元年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

（鈴木委員長）

委員長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

これより、令和元年度第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開会いたします。

次第では、令和元年度上半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告が1番となっておりますので、事務局からご報告をお願いします。

（事務局）

契約課長の古山でございます。本日は足下の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和元年度上半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、私からご報告とご説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページ、発注工事総括表をご覧ください。平成31年4月から令和元年9月までの半年間の状況です。契約総件数が435件、当初契約額の合計が181億363万円余、平均落札率が91.55パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。建設工事の件数ですが、前年同期が398件であったのに対し、37件増となっております。平均落札率は前年同期が91.31パーセントでしたので、0.24ポイント増となっております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示ししたグラフに令和元年度上半期のデータを追加いたしました。平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げて以降、下がりすぎた平均落札率は上昇し、平成26年度に区の入札案件において下限値を90パーセントに引き上げて以降は、ほぼ横ばいの状況が続いております。入札改革の経緯につきましては、前回ご説明させていただいたとおりです。

(鈴木委員長)

ただいまの報告とご説明について、質問等ございますか。

特にありませんか。

続きまして、苦情処理及び指名停止についてご報告をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、苦情処理及び指名停止についてご説明させていただきます。

まず、苦情処理です。資料3ページをご覧ください。苦情処理につきましては該当がありませんでした。

続きまして、指名停止です。4ページをお開きください。上半期において指名停止となった案件は5件で、該当業者数は13社になります。まず、1件目は株式会社フソウです。福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の競争入札を巡り、特定の業者が落札できるよう業者間で談合を行ったとして、平成31年4月3日、当該業者の使用人が談合の容疑で逮捕されたため、指名停止等措置要領第2条別表第2第5号の競売入札妨害又は談合に該当し、6か月間の指名停止としました。

2件目はニチレキ株式会社及び東亜道路工業株式会社です。舗装用改質アスファルトの販売価格において独占禁止法に違反する行為があったとして、同法第3条、不当な取引制限の禁止に基づき、令和元年6月20日に公正取引委員会より違反事実を認定し公表されたため、指名停止等措置要領第2条別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当しましたが、課徴金減免制度の適用を受けたことが指名停止等措置要領第4条第3項に該当するため、2分の1の3か月間の指名停止としました。

3件目が石垣メンテナンス株式会社及び月島テクノメンテサービス株式会社です。こちらは東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積合せにおいて独占禁止法に違反する行為があったとして、同法第3条に基づき、令和元年7月11日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため、同じく指名停止等措置要領第2条別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当しました。こちらも課徴金減免制度の適用を受けたことが要領の第4条第3項に該当するため、2分の1の3か月間の停止としました。

4件目になります。大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、株式会社ガイアート、前田道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社及び東亜道路工業株式会社の8社です。こちらはアスファルト合材の製造販売を巡り、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため、指名停止等措置要領第2条別表第2第3号の独占禁止法違反行為に該当し、大成ロテック、鹿島道路、大林道路、ガイアートの4社につきましては6か月間の指名停止とし、前田道路、日本道路、世紀東急工業及び東亜道路工業の4社につきましては課徴金減免制度の適用を受けましたので、2分の1の3か月間の指名停止とさせていただきます。

5件目になります。株式会社北越エンジニアリングです。新潟市中央区内の工業用水管の漏

水復旧工事において、平成 30 年 4 月 22 日に発生した工事関係者の負傷事故について、平成 30 年 11 月 12 日に社及び社員が労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため、指名停止等措置要領第 2 条別表第 1 第 8 号の安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当し、2 週間の指名停止としました。

(鈴木委員長)

ただいまのご報告について質問はありませんか。

ないでしょうか。

それでは、抽出工事事案の審議に移りたいと思います。今回、審議を行う事案につきましては、当番委員の上村委員から事前に抽出していただいております。まずは、上村委員から抽出工事事案とその抽出理由について説明していただきたいと思います。

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(上村委員)

8 ページをご覧ください。今回、上半期の案件の中から 6 件抽出させていただきました。

まず、制限付き一般競争入札として 3 件です。通し番号でいいますと、まず 81 番、工事番号の建二第 9 号です。抽出理由は、契約金額が最も高いことと、それから総合評価を行っておりますので、総合評価の具体的な課題について確認したいというのがその理由です。

続いて、通し番号の 19 番です。工事番号の農水第 3 号となります。抽出理由は落札率が 99.99 パーセントと非常に高く、入札件数 2 件の内、1 件が辞退をしています。その理由について確認したいというのがその理由です。

続いて、通し番号 83 番です。工事番号は建一第 59 号です。抽出理由ですが、入札件数 7 件の内、超過が 6 件となった理由及び落札率が 97.09 パーセントという高い数値になっている理由について確認したいというものです。

続きまして、指名競争入札から 1 件抽出しました。番号は 115 番です。工事番号は建二第 44 号です。その理由は、落札率が 98.31 パーセントと高く、入札件数 8 件の内、辞退が 4 件、超過が 1 件、棄権が 2 件となった理由について確認したいというものです。

続きまして、随意契約から 2 件抽出しました。通し番号 3 番です。工事番号は建二第 51 号。理由は入札件数 6 件の内、4 件が辞退、1 件が棄権となっておりますので、その理由について確認したいということと、指名競争から随意契約に移行しておりますので、その理由も併せて確認したいというものです。

続いて、通し番号の 24 番、工事番号は亀清セ第 3 号、随意契約の中で契約金額が比較的高く、落札率も 99.73 パーセントと高いというのが、その抽出理由です。

(鈴木委員長)

では、事務局からこれらの抽出事案について、一般競争入札から順に説明していただきます。なお、質疑についてはある程度区切りながら行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局から、一般競争入札について説明をお願いします。

(3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課課長補佐の高山と申します。よろしく申し上げます。

まず、契約課担当案件になる抽出番号1についてご説明させていただきます。資料9ページをご覧ください。抽出事案説明書①潟東小学校移転改築工事について説明します。上から発注方式、工事担当課、工事名が記載されております。

次の段、予定価格、落札金額はいずれも税抜きの金額が記載されており、落札率は落札金額を予定価格で割り返したものです。

工事種別は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式など29工種の内、どれに当たるかを記載しており、次の欄は簡単な工事内容が記載されております。

競争参加資格の設定内容については、工事ごとに個別の参加要件を定めているものと一般競争入札共通公告において配置を要する技術者の詳細や指名停止に該当しないこと、暴力団排除条例に違反しないことなど、全工事に共通する一般的な事項を定めています。

資格を設定した経緯・理由ですが、一般競争入札実施要綱第3条の規定により、一般的な参加資格は共通公告として設定し、それ以外の工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り、定めることとしております。

資格参加申請書の提出者、辞退者、入札参加者数については、参加申請を行った者が3者、その後、辞退等の手続きを行った者等はおらず、最終的に有効札を入れた者は3者となりました。

落札候補者の資格認定についてですが、新潟市では、通常の制限付き一般競争入札では入札後の資格審査によって行われています。

契約状況等の契約までの経過については、記載のとおり、8月8日に開札し、その後、総合評価方式による評価のうえ落札候補者の資格審査を行い、8月23日に仮契約し、9月議会の議決をもって10月7日に契約しました。

10ページをご覧ください。今回の工事に係る参考資料です。

続いて、11ページの入札公告をご覧ください。地方自治法施行令及び新潟市契約規則に基づく公告すべき事項等が記載されております。上から案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等が記載されております。その下の予定価格は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。総合評価方式のため、最低制限価格は設けておりません。

続いて、申請申込、質疑書提出締切日時、電子入札の手続きが可能な期間、入開札予定日時等が記載されております。

前払金は契約締結後、請求があった後に契約額の4割以内を前払いするもので、その下の部分払は工期が2か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものですので、複数年度工事である本件については、これをするとしております。

入札保証金は、登録業者のため免除。賠償責任保険は要加入としております。

単体又は特定共同企業体については、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を格要件にしており、本件では4者によるJV結成での参加を要件としております。特定共同企業体の最小出資比率は記載のとおりです。

格付又は評点ですが、本市の競争入札に参加するためには、2年に一度、入札参加資格申請を行う必要があります。この申請に基づき、市で資格の認定と格付けを行っております。通常、建築一式工事では、SからDランクの格付けを行っており、工事の規模によって参加業者のランクを定めておりますが、本工事は高額案件ということで、代表者については最高のSランク、構成員はSからBランクまでの格付けを要件としております。

営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本市では、原則として市内に本店を有するものを優先としております。

実績要件については入札格要件等審査委員会に諮って定めた要件として、特定共同企業体の代表者には、平成16年4月1日以降に竣工した延べ床面積3,000平方メートル以上かつ複数階非木造建築物の新築、増築もしくは改築の建築一式工事の元請実績を求めています。なお、構成員は実績要件を問わないとしております。

工事概要は記載のとおりです。

次に、12 ページの入札の結果をご覧ください。事後公表とした予定価格は税抜きで13億8,151万円。最低制限価格は総合評価方式での発注だったため設定しておりませんが、調査基準価格は税抜きで12億7,880万円。総合評価の結果、福田・廣瀬・新潟藤田・伸晃特定共同企業体が落札しました。契約額は税込みで14億1,625万円と、令和元年度上半期の発注工事としては最高契約額の案件となっております。

次に、総合評価の内容について、技術管理課からご説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課長の阿部です。よろしく申し上げます。

抽出工事事案①の総合評価についてご説明します。当該事案については、価格評価と、技術力評価として施行実績等に加え簡易な施工計画を評価する簡易型での総合評価落札方式を採用したものです。

13 ページをご覧ください。はじめに、総合評価方式による評価結果についてです。当該事案については、表中左側に業者名欄の三つの企業体に対して総合評価を行い、その結果、価格評価点Aと技術評価点Bを合計した総合評価点の最高点、97.013点を獲得した福田・廣瀬・新潟藤田・伸晃特定共同企業体が落札候補者になったものです。

次に、下段の工事成績平均点表についてです。工事成績平均点については、各企業の過去5年間における新潟市発注工事の成績点の平均点を算出したうえで、当該事案における出資割合を基に企業体としての工事成績平均点を評価点として換算したものです。なお、工事成績平均点82点以上の場合、最高で7点の評価となります。

次に、14 ページをご覧ください。総合評価方式に関する評価調書についてです。まず、上段

の表は工事番号、工事名、工事箇所、工事概要、予定価格、調査基準価格などを記載したものです。その下の表は、総合評価の配点及び評価項目を記載しており、表の中に点数が記載されている項目を、今回、評価対象としたものです。左から順に、簡易な施工計画として、施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書の評価。その右が工事の施工能力として企業や配置予定技術者の能力の評価、その右が地域貢献度として災害時活動協力、高齢者雇用、ボランティア活動に関する評価。最後に、客観的な優良性として、品質マネジメントに関するISO9001の認証の有無、優良工事表彰等の有無の評価となっております。それら各評価項目における評価点の合計点を30点満点とし、その点数に価格評価点として70点を加え、合計100点満点として入札参加者を評価するものです。

次に、下の表です。今回の各企業体の技術資料に基づいた各項目を評価した技術評価点が記載してあります。評価結果として、表の右に順位が記載されていますが、表の1段目、福田・廣瀬・新潟藤田・伸晃特定共同企業体が30点満点中27.013点と、技術評価点において最も高い点数を獲得しました。

最後に、総合評価結果です。一番下の表をご覧ください。この表には、入札価格及び入札価格に基づく価格評価点Aと、先ほどの技術評価点B、そして合計した総合評価点を記載したものです。また、入札価格の右欄には予定価格以下で調査基準価格以上の価格である旨を記載しており、今回の価格評価点としては、三つの企業体の内、最も低い金額の12億8,750万円が配点基準価格となりますので、右欄の価格評価点が70点満点となります。それらのことから、当該事案については総合評価点97.013点と最も高い点数を獲得した福田・廣瀬・新潟藤田・伸晃特定共同企業体が落札候補者となりました。

(鈴木委員長)

今回は総合評価方式の案件が1件だけですので、ここで質疑にしたいと思います。ただいまの案件の説明について、ご質問等はありませんか。

(富山委員)

ボランティア活動とありますけれども、これは新潟市に対してのボランティア活動の実績なのか、それとも会社としてこれまでの新潟市にかかわらず、広くボランティア活動に対する評価なのでしょうか。

(事務局)

ボランティア活動については、市の事業も含め、町内会であるとか、民間のボランティア活動でも、活動した実績が分かるものをもらい、その場合もボランティア活動の実績としてカウントしています。

(鈴木委員長)

そうすると、会社からこのようにやっていますという、何か出してもらっているということでしょうか。それに対して評価を出すのですか。

(事務局)

そうです。会社がボランティアしますと、ボランティアをしてもらったところが、感謝状や

証明書などといったものを出されるので、それを市にボランティア活動の実績証拠書類として提出するという形です。

(津野委員)

同じところなのですけれども、客観的な優良性ということで、優良工事表彰等とあるのですけれども、1 となっていて、一番下の企業体に関しては 0.665 になっています。この比較はどのようなところから出てくるのでしょうか。

(事務局)

優良工事表彰自体の点数が 1 点なのですけれども、今回、共同企業体ですので、その出資割合に応じて、株式会社福田組、株式会社廣瀬、株式会社新潟藤田組、伸晃建設株式会社がすべて表彰を受けたということで、1 点ということなのでしょうけれども、その 0.925 点、0.665 点については、共同企業体の構成業者の中に表彰をもらっていない業者があるということです。

(大野委員)

総合評価方式で、ご説明の中で分からなかったところがあります。簡易な施工計画とあるのですけれども、これは簡易なほど、施工計画がシンプルほど高得点という意味なのでしょうか。なぜ簡易な施工計画なのか、少し引かかるのです。内容はどのようなことですか。

(事務局)

本来、施工計画というのは、工事を受注した業者は、安全管理とか施工に対する方法や注意点、緊急対応に関するものなど様々な計画を詳細に記載した膨大な資料を提出します。しかし、現段階においてはまだ受注していませんので、入札参加する共同企業体は、受注した場合にはこういった施工を行いますという計画をペーパー 1 枚で簡潔にまとめてきます。これが簡易な施工計画です。

14 ページをお開きいただきたいのですが、上段の表の右下、施工上の課題とあります。小さくて見づらいのですが、本工事は既存の潟東中学校に小学校を増築するため、と書き始めにあるのですけれども、施工するに当たって、受注者にこのような施工を求めたいということを記載しているものです。これについて、入札参加者は受注した場合、このような施工を行いますという施工計画を簡潔にまとめ、ペーパー 1 枚で提出していただきます。その内容が我々発注者と合致しているものまたは優れた提案、優れた計画をしたものを点数評価していることとなります。

(大野委員)

点数がばらけているのですけれども、内容が市の求めている要件というかそういうものに一番近いものが高得点ということなのか。

(事務局)

そうです。

(鈴木委員長)

今の点数のつけ方はどのようなイメージなのでしょうか。

(事務局)

点数のつけ方は、内部で評価委員会による技術審査ということで、各発注部署、工事検査課など、いろいろな部署の方々に集まっていただいて、業者名を伏せた簡易な施工計画を審査し、優れている計画の「ポイント数」を点数化しています。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。総合評価方式というのはなかなかなじみがないかもしれないけれども。このように、いろいろな項目を点数化して評価、単純に金額だけではなく、いろいろな面を評価しましょうという趣旨かと思います。

(事務局)

ちなみに、この簡易な施工計画を求めるのは、新潟市においては主に大型案件や、特に施工の確実性を求める案件などです。今年度、総合評価方式は何件か行っていますけれども、簡易な施工計画を求めたものについては、上半期ではこの潟東小学校移転改築工事と北区役所新庁舎建設工事の2件です。

(富山委員)

もう1点確認なのですが、高齢者雇用というのは何歳以上の人を何人以上というような基準があるのですか。

(事務局)

60歳に満たない者を60歳を超えても継続して雇用している企業を評価するというので、62歳、63歳の方を雇用してもそれは評価対象外です。例えば、57歳、58歳など60歳未満から継続して雇用しており、発注したときに60歳を超えていた場合に評価するものです。

(上村委員)

基礎的なところを教えてください。13ページにある右のところですが、総合評価の価格評価点と技術評価点の総合点で決定するというご説明でした。価格評価点と技術評価点の割合が、今は7対3ですが、7対3の割合は決まっているものなのですか。

(事務局)

今回行いました簡易型が7対3ということです。

(上村委員)

簡易型の場合には7対3でやることが決まっているということですか。

(事務局)

はい。特別簡易型の場合は8対2ということで、簡易型のような大型案件や、特に施工の確実性を求める案件など技術評価点の配分を重くしており、地域に貢献されている企業への評価を高く設定しています。

(上村委員)

簡易型とかそういう方式によって総合評価の割合が大きくなったり減ったりするということですか。

(事務局)

はい。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

なければ、次の案件に移ります。

残りの一般競争の2件について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

抽出事案②について説明します。資料15ページをお開きください。抽出事案説明書②、工事名が新川漁港①－1西防波堤保全工事です。

4番目の予定価格は税抜きで8,771万円、落札金額は8,770万円で落札率は99.99パーセントになっております。

中間を省略させていただきまして、一番下の契約までの経緯ですが、令和元年8月22日に開札しまして、その後、資格審査を行い、8月28日に契約を締結しました。

次に、一般競争入札の公告の説明をさせていただきます。資料17ページをご覧ください。内容については記載のとおりですので詳細な説明は省略させていただきますが、下から3番目の実績要件について説明させていただきます。本工事は新潟市管理の第一種漁港である新川漁港西防波堤の改修を行う工事であり、作業船を使用する工事となるため、海上での作業船を使用した土木一式工事の実績を求めています。

18ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。事後公表とした予定価格は税抜きで8,771万円、最低制限価格は7,860万円です。入札参加申請を行ったものは2者で、そのうち、辞退が1者、有効札を入れた者は1者となり、株式会社水倉組が落札しました。抽出理由にありました、入札参加者2者の内、辞退が1者となった理由については、先ほど申し述べたように実績要件を海上での作業船を使用した土木一式工事としているため、参加できる業者が限られておりました、通常の工事案件に比べると入札参加申請者が少なかったのではないかと考えられます。また、積算コストが合わない等の理由から、その後、1者が辞退しました。

また、落札率が99.99パーセントと高い理由については、土木一式工事では積算単価が公表されていること及び通常の土木工事に比べ作業船を使用する特殊性などから参加できる業者が限られていることなどが落札率が高い理由ではないかと考えております。

次に、抽出事案説明書③、工事名、新潟市産業振興センター大規模改修工事についてご説明します。当案件については、8月1日に開札し、不調となった案件の再公告の案件となります。

先に、不調となった案件についてご説明します。資料の19ページをお開きください。予定価格は税抜きで3億8,362万円でした。

続いて、資料の22ページをご覧ください。開札結果となります。8月1日に開札したところ、全者調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査を行いました。その結果、全者失格基準を下回っていたため失格としました。まず、失格の理由となった低入札価格調査について説明します。低入札価格調査はあらかじめ定められた調査基準価格を下回った入札を行った者に対して行います。この調査基準価格の算出方法は、予定価格の直接工事費に10分の9.7、

共通仮設費に10分の9、現場管理費に同じく10分の9、一般管理費に10分の5.5をそれぞれ乗じた額の合計額が調査基準の額となっております。当案件は全者調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査に移行しました。低入札価格調査では、まず、応札価格の内訳書を確認し、各項目が失格基準を下回っていないか確認します。失格基準の算定については、予定価格の直接工事費に10分の9.5、共通仮設費に10分の9、現場管理費に10分の8、一般管理費に10分の3をそれぞれ乗じた額とし、いずれか一つの項目でも下回っていた場合は失格となります。当案件では、直接工事費の項目で全者失格基準を下回っていたため、失格としました。この結果が、今、ご覧いただいている22ページになります。総合評価方式による入札では最低制限価格を設けることができないため、入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあり、また、公正な取引を乱すこととなるおそれがあるため、このような調査を行い、基準を満たさない者を失格としております。

次に、23ページをご覧ください。こちらが再公告となった案件の結果になります。予定価格は税抜きで3億2,960万円、落札金額は3億2,000万円で落札率は97.09パーセントです。参加申請者は7者で、この内、超過が6者、最終的な有効札は1者となりました。

一番下の契約までの経過ですが、令和元年9月5日に開札し、資格審査を行い、9月9日に仮契約。9月議会の議決日をもって10月7日に契約手続きをしました。

次に、一般競争入札の公告について説明させていただきます。24ページをご覧ください。上から営業拠点の項目までについてはほかの案件と同じですので、説明は省略させていただきます。下から3番目の実績要件について説明します。特定共同企業体の代表者には、同種工事の実績として、平成16年4月1日以降に竣工した次の1または2いずれかの工事の元請実績としており、1としては請負金額3,000万円以上かつ複数階非木造建築物の改修工事、工事内容に内部及び外部の改修を共に含むものに限る。耐震補強工事の同時施工も可。または、2としての延床面積1,000平方メートル以上かつ複数階非木造の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事の元請実績を求めています。

次の工事概要は記載のとおりです。

最後の備考欄には、本件が一旦不調となった案件の再公告であることを示しております。

次に、25ページをご覧ください。事後公表とした予定価格は税抜きで3億2,960万円、最低制限価格は3億280万円です。当初は総合評価方式での発注だったため最低制限価格が設定できませんでしたが、再公告は一般競争入札としたため、最低制限価格を設定しております。入札参加申請を行った者は7者で、超過が6者、有効札を入れた者は1者となり、丸運・堀川特定共同企業体が落札しました。

抽出理由にあった超過が多かった及び落札率が高かった理由ですが、工事発注課である公共建築第1課から説明させていただきます。

(事務局)

公共建築第1課課長補佐の石渡です。

私から、建一第59号について、入札数7者の内、超過が6者になった理由及び入札率が97.09

パーセントと高い理由についてご説明します。

まず、当該入札は、先ほど事務局の契約課より説明があったとおり、再公告されたものであり、応札者は資料 22 ページにある公表された入札結果から予定価格を参考に入札を行ったことが大きいのではないかと考えております。建一第 10 号の 1 回目の入札では、低入札価格調査の結果、全者失格基準を下回っていたために失格となっており、再公告である建一第 59 号では高めに札入れをしたと推測されます。また、新潟市産業振興センターは市有建築物の中でも大規模な施設であるとともに、大規模な特殊な施工を含んでおります。例えば、展示ホールの天井に設置されている設備機器の取り替えを行うために、最高で約 15 メートルの高さの足場をホールの内部の全面、約 4,500 平方メートルありますが、それを組み立てる設計となっております。このような高さ、規模の足場を施工する改修工事は特殊であり、応札者も前例が少ない案件で積算が難しかったと推測されます。さらに、施設規模と改修の施工規模が大規模であるという特徴があります。新潟市産業振興センターは延べ床面積約 8,700 平方メートルで、市有施設の中でも大規模な施設となっております。今回の改修工事は、施設のほぼ全体を対象として行うものであり、展示ホールの屋根の改修で約 7,000 平方メートル、展示ホール内の改修で約 4,500 平方メートル、外壁の改修で約 4,500 平方メートルの施工面積となっております。この施工面積は、新潟市の発注工事の中でも大規模であると認識しております。例えば、施工面積が約 7,000 平方メートルの大きな展示ホールの屋根の 1 平方メートル当たりの改修単価が 100 円変わるだけでも直接工事費で約 70 万円、一般的な経費を含めると、予定価格では 190 万円変わります。市の設計積算と応札者の積算単価の微妙な差が、大規模な施工面積であることにより超過につながったと推測されます。

(鈴木委員長)

ただいまの 2 件について、ご質問等ありませんか。

私からいいでしょうか。③-1 と 2 は 2 回行ったものですがけれども、予定価格が違います。工事の内容は同じですか、違うのですか。

(事務局)

1 回目で予定価格を公表していますので、全く同じになってしまいますと予定価格が分かっていますので、若干内容を変えさせていただいて、予定価格も変えて発注させていただいております。それと、1 回目は総合評価だったのですけれども、2 回目は総合評価をやめて価格競争にした理由は、当案件は議会の議決を得る必要があり、総合評価では入札期間を確保できないということで、価格競争での入札でやらせていただきました。

(鈴木委員長)

1 回目での工事内容と入札結果を踏まえて、2 回目で皆さんがこのような金額で応じてくれたということですね。

(事務局)

はい、1 回目は全者失格基準を下回ったので、2 回目は若干予定価格が変わっているのですけれども、下回らないように皆さんが入札を行った結果、逆に今度は多くの皆さんが予定価格

を上回ってしまったという状況です。

(鈴木委員長)

低入札で1回目のような結果になった場合には、2回目は大体こういうようにやるという感じなのですか。

(事務局)

若干、設計の内容と予定価格を変えて、もう一回出します。ただ、普通ですと2回目も総合評価で出すのですけれども、今回は、先ほど申しましたように議会の関係があったので、どうしても入札の日程が取れないので、価格競争とさせていただきました。

(白石委員)

新川漁港ですけれども、1者でも入札は成立するのですか。

(事務局)

します。一般競争入札なので、応札者が1者であっても入札自体は成立します。

(白石委員)

予定価格と入札価格の金額がとても近いのですけれども、こういうケースはよくあるのですか。

(事務局)

よくあるかと言われると、滅多にはありません。漁港の工事は本当に特殊な案件で、先ほど申しましたように、船を使って海上、海中の工事をしなければいけないということで、なかなかコストがかかるということです。もともと船を持っている会社自体が少ないことや、船を持っている会社も、ほかの入札のように最低制限までコストを下げると赤字だが、予定価格ぎりぎりだったら何とか仕事ができる、という状況にあることなどが、応札者が少なく、入札価格が予定価格ぎりぎりになってしまう理由です。

(鈴木委員長)

今ほどの新川漁港の件は、予定価格とわずか1万円しか違わなかったわけですが、大体そのくらいまで積算して迫れるものなのですか。

(事務局)

新潟市においては、特に土木工事においては単価がすべて公表されていますので、予定価格及び最低制限価格はほぼぴったり当てられます。なので、新川漁港もそういった特殊な単価がなかったのも、ずばり当てられたのではないかと私は思っています。

(上村委員)

単価の設定ですけれども、それは大体全国標準といいますか、そういう設定になっているという理解でよろしいですか。

(事務局)

国や県がこのものについてはこういう単価を使いましょうということが公表されていますので、新潟市もそれを採用しているということです。

(上村委員)

漁港の工事という特殊工事でエントリーする人も少ない中で、また積算コストが見合わない
ので辞退するという状況が発生していることを見ますと、単価の設定自体がどうなのかという
ことが率直な疑問として浮かんでくるのです。それで少しお伺いしたのですけれども、全国標
準ということで、分かりました。

(鈴木委員長)

県や全国で同じ単価を使っているということなののでしょうか。それとも、地域によって事情
があると思うのですけれども、それは基準とするけれども、地域によって多少増やしたり減ら
したりということはあるのですか。

(事務局)

単価の決定でよろしいですか。

市の単価については、建設物価調査会と経済調査会という単価を調査する会社があるわけ
ですけれども、そういうところで調査をして、そこで市の単価を決定しています。

(事務局)

ほとんどの自治体はその資料を使っているということです。

(鈴木委員長)

市としてもそれを基準としつつ決めていきますということなのですか。

(事務局)

そうです。それを使わないで、例えば、見積もりをしなければいけない案件があればそうい
う形で採用させていただきます。あくまでも原則はそれを使うということですが、そこに当ては
まらないもの、載っていないもの等があれば別でやりますということなので、基本はそれを使
うのが大前提になります。多分、ほかの自治体もそうだと思います。

(上村委員)

例えば、先ほど、船を使わなければいけない工事だとおっしゃいましたけれども、冬の日本
海などはけっこう荒れますので、かなり工事がやりにくくなったり、あるいは燃料が余計にか
かったり、あるいは雪が降るとそれだけ工事にさらにプラスにかかってくるものがあつたりと
いう地域の特殊性があると思いますけれども、地域手当ではないけれども、そういう別枠のも
のではないのですか。

(事務局)

例えば、荒れた海で作業をしたらその分余計に経費がかかるのではないかということですが
けれども、多分、荒れた海では工事をしないと思うので、あくまでも工事ができる波でなければ
安全性が確保できませんので、その分、工期は延びると思います。工期が延びた分に関しては
経費がかかるので、その分は当然見えています。単価がどうのというよりも、荒れた海だから単
価が高いということではなくて、工期が長い分、余計に少し割高にはなっているのだと思
います。

(富山委員)

関連するのですけれども、船を持っている建設会社はもう少したくさんあるので、そういう

ところが手を上げていないところを見ると、やはり積算コストに見合わないというか、今おっしゃったような理由で、新潟はやはり作業しにくいとか、経費がかかって見合わないようなことが考えられるので、そういう点をもう少し考慮してはいかがでしょうかと思います。

(鈴木委員長)

意見ですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

コストが高いというのもあるのですけれども、船を持っている会社が少ないので、船を持っている会社がすでにほかの作業、工事に出ているということで、参加者数が少ないということもあります。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、指名競争入札の1件について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

南区地域総務課長の高野です。よろしくお願いします。

抽出事案4、建二第44号、茨曾根小学校トイレ改修衛生換気設備工事についてご説明します。

資料の26ページをお開きください。工事担当課は公共建築第2課です。予定価格は税抜き295万円で、落札金額は290万円、落札率は98.31パーセントでした。工事種別は管工事です。本工事は、老朽化したトイレの改修に伴う衛生設備、給排水設備、換気設備の改修工事です。入札については資料の29ページの下の表をご覧ください。指名者数8者の内、1回目の入札で辞退が4者、棄権が1者、超過が3者となり、落札者が出ませんでした。1回目の入札で超過だった3者で2回目の入札を行い、その結果、棄権が1者、超過が1者の中、落札者が決定しました。

抽出理由にある辞退、棄権の件数の多さについては、公共建築第2課に確認しましたが、学校のエアコン設置工事で管工事業者が繁忙、また、本工事の工事規模は小さいですが、技術者を常駐配置する必要があり、負担が大きいことから、辞退、棄権する者が多くなったのではないかと推察しております。

落札率の高さについては、予定価格に対して、今ほどの繁忙による人手不足が生じている影響を受けたことから入札価格が高くなった結果によるものと考えております。

(鈴木委員長)

ただいまの説明にご質問はありませんか。

1回目で超過が三つ出て、2回目の入札だとやはりかなり近づいてきます。そうすると落札率が高くなるのかなと、そのような感じにとらえられると思います。

(事務局)

1 回目の入札で予定価格を下回った会社がないということで、2 回目をやるのですけれども、1 回目の入札が終わった時点で一番近い価格はいくらということは公表させてもらっています。なので、少なくともその価格よりは下で入れないと落札できません。その価格と予定価格がどれくらい離れているかは判断してくると思うのですが、一応の目安の金額は公表されますので、それに近い金額でほぼ予定価格に近い数字になっているのではないかと思います。

(津野委員)

指名競争入札ということは、ある程度範囲を見て決めたのでしょうか。対象の入札業者は限られる形になるのですか。

(事務局)

管工事ですので、管工事に名簿登録されている業者です。あとは、金額の関係で、区発注の指名競争入札になっており、その発注の基準に基づいています。

(事務局)

指名競争入札なので、こちら側から入札に参加してほしい業者を指名するわけです。今回はこの 8 者を指名させていただいた中で、実際に札を入れてきた会社が 3 者、2 回目に札を入れた会社が 2 者ということです。

(津野委員)

区の発注ということは、新潟市南区に近い会社なのですか。

(事務局)

南区内の業者を指名するのが大原則です。南区内に業者数が少なければ隣の区も足して、ある程度の数になるようにということですが、原則、区発注の案件についてはその区内の業者を優先的に指名させていただいています。

(事務局)

今回は、8 者の内、南区の管専門の業者が 4 者で、あとは隣接のところから 4 者選定しまして、計 8 者ということです。

(大野委員)

前に質問したかもしれないのですけれども、第 1 回で、辞退と棄権があるのですけれども、辞退と棄権は具体的にどういう相違点があるのでしょうか。

(事務局)

辞退というのはそもそも入札に参加しないということです。辞退届を提出せずに札を入れなかったのが棄権ということです。

(大野委員)

あと、辞退、棄権しても、当然、ペナルティなどは全くないというか、それは自由なのですか。

(事務局)

ありません。

(鈴木委員長)

ほかにはいかがでしょうか。

特になければ、次の案件に移ります。

随意契約の一つ目です。事務局からお願いします。

(事務局)

北区地域総務課課長補佐の本田です。よろしく申し上げます。

資料の 30 ページをご覧ください。抽出事案説明書⑤、建二第 51 号、木崎小学校トイレ改修電気設備工事について説明させていただきます。

工事担当課は公共建築第 2 課です。予定価格、税抜き 456 万円に対して落札金額が 450 万円で落札率は 98.68 パーセントでした。

工事種別は電気工事です。

本工事は木崎小学校のトイレ改修に伴う電気設備工事であり、電灯設備やコンセント設備の改修を行うものです。

次に、33 ページの下段をご覧ください。入札については、指名競争入札により入札を行い、指名業者数は 6 者でした。4 者が棄権、辞退し、2 者から応札がありました。辞退理由としては、他の工事を受注したことにより技術者の確保ができなくなった、都合による辞退というものを確認しております。私どもが推測するに、繁忙期における各社の受注計画や技術者の確保が困難であったことによるものと推察しております。第 1 回目の開札では全者が予定価格を超過したことから、再入札を実施しました。再入札では 1 者が辞退、1 者からの応札となり、入札結果は超過でした。しかしながら、本工事は改修に伴う建築一式工事及び管工事等に関連した工事であり、また、施工場所が小学校で工期も非常に限られていたことから、2 回目の入札において最も安い金額で入札した業者と随意契約により契約を締結したものです。

(鈴木委員長)

随意契約のもう 1 件をお願いします。

(事務局)

江南区地域総務課長の藤崎です。よろしく申し上げます。

34 ページをご覧いただきたいと思います。抽出事案⑥について説明させていただきます。工事名は亀田清掃センター 1 号焼却炉耐火物整備工事です。予定価格が 3,289 万円、それに対して落札金額が 3,280 万円で落札率 99.73 パーセントです。

工事概要ですが、右に資料をつけさせていただいております。焼却炉内に施されている耐火物については、炉内燃焼時の炎あるいは熱の影響を外部へ出さないために耐火及び断熱の 2 層構造となっています。奥側にあるボイラー水管保護の役割もあることから、経年使用により広範囲において耐火物の減肉等損傷が著しいため、耐火物の更新をこのたび行ったものです。

選定した相手方は荏原環境プラント株式会社東日本営業部です。

選定した経緯、理由ですが、当焼却炉の炉壁については水冷管とプレートで構成する水冷の壁であり、耐火物のはつり、Y アンカ交換、耐火物の補修には当焼却設備に関する高度な知識と、水冷管を傷つけず健全性を保ったまま施工する高度な技術を要します。これらのことから、

荏原環境プラント株式会社は施設を建設した株式会社荏原製作所の焼却関連の設計・調達・建設部門と荏原エンジニアリングサービスの運転・メンテナンス部門を統合した業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当により、荏原環境プラント株式会社と随意契約を結んだものです。

見積状況等の契約までの経過については、令和元年6月6日に見積もり合わせを行い、予定価格内での見積書の提出があったため、同日に契約したものです。

入札情報、契約結果詳細については36、37ページに記載のとおりです。

(鈴木委員長)

随意契約の2件について、ご質問等ありませんか。

では、私から。今ほどの荏原製作所の焼却炉ですが、1回荏原製作所の焼却炉を導入すると、定期的にメンテナンスはこの会社で担当することになるわけですよね。大体、年数としてどのくらい続くものなのですか。

(事務局)

耐用年数は20から30年とのことです。

(鈴木委員長)

そうすると、耐用年数が来たときに、新しくするときには設備をどこの会社にしようかというのはけっこう熾烈なことになってくるのでしょうか。

(事務局)

そうなると思います。

(鈴木委員長)

その後、メンテナンスがその会社の系列のメンテナンス会社になるのはどうしても必然的になるのですか。

(事務局)

ボイラーが3基ありますが、一般搬入もありますから、最大4日分くらいしか、ごみはためられないそうです。その3基の内、すべて止めるわけにはいきませんので、1基をメンテナンスしながら2基を稼働して、何とか4日以上のごみをためないような形で計画を組んで、順次やっています。

(鈴木委員長)

3基あるのですか。メーカーはみんな同じなのですか。

(事務局)

そう聞いております。

(鈴木委員長)

新潟市では、焼却炉はそれぞれメーカーは別なのですか。

(事務局)

ほかのところ、例えば、新田清掃センターなどは別のメーカーだと思います。

(事務局)

一旦入ってしまいますと部分ごとの改修工事になりますので、なかなか他のメーカーが入ってこられないので、今入っているメーカーと随意契約がほとんどになります。新しい焼却所を建てることになると、最初に入るわけですから、それはメーカー同士の熾烈な争いが起きますけれども、一旦入ってしまうと、その改修についてはなかなか他のメーカーでは入りづらい状態なので、こういう状況が続くということです。

(鈴木委員長)

そうすると、この金額をどう見積もるとか、その辺りは甘くならないようにしっかり見ていけないといけないということですよ。

(白石委員)

同じような大手の会社が新潟にはないのでしょうか。東京の会社か何かですよ。新潟の会社ではこういう業者はないのですか。

(事務局)

ないです。東京本社で新潟支店とか新潟支社というところはありますけれども、新潟本社でこういうものを扱うメーカーはほぼないです。

(大野委員)

今の工事に関連しまして、前も同じような、こういう系列のメンテナンス会社を採用しているのですけれども、そういう場合、市として金額を下げるというか、できるだけ低い価格がいいと思うのですけれども、そういう努力はされているのでしょうか。

(事務局)

今回の場合は、参考見積の金額を基に、材料などは独自の積算を加えながら修正しております。また、人工賃といいまして、事業者の見積もりが比較的高いような状態ですので、新潟市の積算基準で公開している人工賃を採用して積算し直して予定価格としているところです。

(大野委員)

その辺りの影響もあって、入札金額と予定価格がわずか9万円というのは非常にぴったり数字が合っているのはその辺りも影響しているのでしょうか。

(事務局)

金額については、所管課の亀田清掃センターで類似施設の維持管理経費、工事金額などを随時比較検討しております。

(大野委員)

市としてもその努力というか、そういうものはこれからも、1者随契といいましてもやっていただきたいと思います。

(富山委員)

確認なのですが、こういう案件は大体メーカーからしてみれば運転メンテナンスを全部含めてトータルソリューションとして、1回設置すると20年、25年、ずっと使っていただくというビジネスモデルで入れてくるわけなので、市としても最初からこちらのメーカーのものを導入すればずっと20年、25年、こちらがメンテナンスをしていただくことを前提にした最初の

設置だったのでしょうか。

(事務局)

一回入れればずっと続くというのは、当然、承知していますけれども、最初はメーカー間の競争性が働きますので、その時点である程度の価格は出てきますので、一旦入ったからそこからまた一気に上がる、入ってしまえばこちらのものだということにはならないわけであって、そこは我々もきちんと監視をしていかなければいけないとなっています。先ほども言いましたように、単純に見積もりをもらいますけれども、そのまま、はい、分かりましたではなく、我々が計算できるところはきちんと計算して、ここはもっと下げられるのではないかとという点検、再積算を必ずやらせていただいていますので、そのうえで公正性は保たせていただいています。

(富山委員)

今後設置するときに、設置費用だけではなく、20年、25年を見込んでメーカー側は保全、できるだけ機械がきちんと作動して壊れないようにメンテナンス、運転も全部見ますということで、トータルの価格でどこにやっていただくかとか、そういうことが求められるのではないのでしょうか。1年目にいくらかかっただけではなくて。

(事務局)

新田清掃センターがあるのですけれども、そこはメンテナンス費用込みで入札させてもらっています。

10年近くたつと思うのですがけれども、この際にはDBO方式、デザイン・ビルド・オペレートでしょうか。何年かの運転費用も全部含めた形で入札を行っております。なので、これから新しく建てるとなると、多分、またそういった方式を採用するのではないかと思います。環境部が担当として行ったものですが、一応、新田清掃センターで前例はあります。

(上村委員)

北区の案件について伺わせていただきます。先ほど、再入札して全者超過のため随意契約に移行されたということで、そのときの理由を聞き逃してしまったので、もう一度教えていただけますか。なぜ随意契約に移行したのか。

(事務局)

こちらの学校トイレの改修は何種類かの工事で構成されていますけれども、その改修に伴う建築一式工事と管工事に関連した工事ということと、施工場所が小学校ということで、子どもたちになるべく迷惑をかけないように工期が非常に限られていたこともあって、それで随意契約に切り替えさせていただいています。

(上村委員)

休みのときに合わせてとかですか。

(事務局)

そうです。工事はやはりうるさいので、なるべく夏休み期間の、なるべく1日でも迷惑をかけないようにという設定になるものですから。

(上村委員)

別の工事も入っているのですか。

(事務局)

なるべく一つの工事をできるだけ分割ということですから、今回のトイレ改修についても3種類の工事業者が別々の入札で入ってくる中の1種類ということです。

(上村委員)

同時進行が望ましいということですね。

(事務局)

そうです。

(上村委員)

例えば、入札があったものが超過した場合に随意契約に移行するような、こういった場合に移行するとかそういった基準はあるのですか。

(事務局)

明確な基準はありません。今回のように、まず2回入札をして、それでも落ちなかった場合はもう一度入札をやり直すのが基本なのですが、今のようにほかの工事との調整があったり、工期が間に合わないという場合は見積もり合わせによる随意契約に移るということです。

(上村委員)

そのときに見積もり合わせをするのですね。

(事務局)

そうです。

(上村委員)

超過した金額がそのまま契約金額になるというわけではないのですか。

(事務局)

なりません。あくまでも予定価格まで向こうが下げられるようであれば、下がるまで見積もりを出してもらいます。

(上村委員)

なるほど。そういう話し合いの結果、随意契約に移行すると。

(事務局)

予定価格まで下がった時点で契約成立です。もし見積もり合わせに入っても、そこまで下がらなければ契約不成立になります。

(上村委員)

なるほど、分かりました。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。

以上で、抽出案件はすべて終了しました。

本日の委員会において全体に関する質問や市の契約についてのご意見などがありましたら、最後にお聞きします。いかがでしょうか。

(津野委員)

2ページの女性技術者の配置を要件とする入札実施というものが平成29年4月から始まっています。今期、令和元年度上半期はどのような状況ですか。

(事務局)

今年度上半期では、土木工事で1件、建築工事で1件の計2件、女性技術者配置を要件とした入札をさせていただきました。下半期も、もしそういった案件があれば、もう1件、2件は出したいと思っています。

(鈴木委員長)

ほかにありませんか。

特になければ、以上で今回の抽出案件についての審議を終わりたいと思います。本日、委員から出されたご意見について、今後の参考にしてくださるよう、お願いいたします。

その他の連絡事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

2. その他

・連絡事項

(事務局)

連絡事項は2点あります。次回の定例会議は令和2年の5月下旬から6月上旬を予定しております。時期が来ましたら事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

もう1点は、来年度以降の当番委員についてです。工事の抽出をしていただく当番委員は、前回は承認いただきましたとおり、令和2年の第1回が富山委員、2回目が白石委員にお願いする予定としております。何とぞご協力をよろしくをお願いいたします。

(鈴木委員長)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。